

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十七年七月八日

岡山県知事 石 井 正 弘

## 一 届出事項の概要

### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 エスパス岡山

所在地 岡山市中山下二丁目二一ーほか

### 2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 東洋ビルディング株式会社

住所 大阪市北区梅田一丁目一番三ー一二〇〇号

代表取締役 村上 勝哉

### 3 変更事項

(変更前)

#### (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称

株式会社紀伊国屋書店・株式会社中央コンタクト

#### (2) 店舗面積 一千四百三十七平方メートル

#### (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

午前十時（株式会社中央コンタクトは午前十時三十分）

#### (4) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻 午後七時三十分

(変更後)

#### (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称

青山商事株式会社・株式会社中央コンタクト

#### (2) 店舗面積 一千二百二十平方メートル

#### (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

午前九時（株式会社中央コンタクトは午前十時三十分）

#### (4) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

午後九時（株式会社中央コンタクトは午後七時三十分）

### 4 変更新年月日

平成十七年八月一日

## 二 届出年月日

平成十七年六月三十日

### 三 縦覧の期間及び場所

#### 1 縦覧の期間

平成十七年七月八日から平成十七年十一月八日まで

#### 2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び岡山市役所経済局商工観光部地域産業課